

令和6年度
まえばし市民提案型
パートナーシップ事業
募集期間
9月2日(月)～9月30日(月)



※『協働』とは

- ① 社会的課題を解決することを共通の目的として
- ② 市民活動団体などの皆さんと前橋市が
- ③ 対等な立場で役割分担しながら
- ④ それぞれの長所を生かして相乗効果を上げつつ活動すること

パートナーシップ事業に関するご相談・お問い合わせ
前橋市 市民部 市民協働課 地域づくり係
電話 027(210)2196(直通)
FAX 027(237)0810
Eメール kyoudou@city.maebashi.gunma.jp

1 「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」とは？

この事業は、地域が抱えている課題の解決や、より良いまちづくりに、市民の皆さん（提案者）と市（行政）とが協働で取り組むことにより、誰もが安心していきいきと暮らせる前橋市をつくるとともに協働を推進するために実施するものです。

市民の皆さんから提案された事業を、市民と行政が対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するというものです。

2 協働事業の効果

協働事業に取り組むことで、おもに次のような効果が生まれます。

協働事業を行った市民活動団体にとって

- 市が持つ情報やネットワークを活用し、事業を実施することで、ノウハウが蓄積されるとともに、今後の活動の場を広げることができます。
- 市との役割分担により、事業の実効性が高まり、より効果的に事業を展開することができます。
- 行政との協働により事業実施時に市民から信頼を得ることができ、事業後も社会的認知度が高まります。

市にとって

- 様々な社会経験を通して豊富な知識や経験を有している市民活動団体等が持つ新しい視点やネットワークを生かし、多様化する市民ニーズに対応した公共サービスを提供することができます。
- 協働を行った担当部署が市民活動団体等の活動方法や考え方を知ることができるとともに、事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

市民にとって

- 市単独では提供できないサービスを迅速かつ弾力的に受けられるようになります。

3 事業を提案できるのは？

事業を提案できるのは、次に掲げる全ての要件を満たす団体です。

- (1) 営利を目的とせず、公益的な活動を行っていること
(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会、地域づくり協議会等)
- (2) 団体の運営に関する規約や会則等があること
- (3) 提案した事業に係る実施体制が整っていること（人数は問いません。）
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び反社会的勢力やそれらと関係を持っていないこと

※個人からの提案はできません。

4 事業テーマと要件

(1) 事業テーマ

次の①、②どちらかテーマを選択してください。

① 自由テーマ

市民の皆さんが日頃から課題だと感じていることを解決するための事業や、本市に役立つと思う事業を、市と協働で実施する形で自由に提案してください。

② 規定テーマ

市からあらかじめテーマを提示し、これに関する事業提案を募集するものです。

規定テーマに応募される場合、事前に市担当課へご相談ください。

テーマと概要	市担当課
◇マッチングアプリ活用事業 若い世代が将来を見据え自分に合ったパートナーを見つける手段として、市場で提供されているマッチングアプリの利用が進んでいます。トラブルに巻き込まれないために、使用方法について学べる機会を提供します。自分に合ったパートナー探しを不安なく楽しく始めるお手伝いを一緒にしませんか。 人口減少問題に向き合い、結婚を望む誰もが希望を叶える環境づくりのために一緒に事業を推進しましょう。	共生社会推進課 人権・男女共同参画係 電話：898-6517

(2) 対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たす事業が対象となります。

- ア 公益的、社会貢献的な事業で、市民の暮らしに役立つことが期待できる事業
- イ 団体あるいは市が単独で実施するよりも、双方が協力・連携して実施することで、より高い事業効果が得られる事業
- ウ 事業提案する市民活動団体等の専門性が発揮できる事業
- エ 前橋市内において実施効果が生じる事業（市外での活動は原則対象外）

(3) 対象外の事業

次に掲げるものに該当する事業は、対象外となります。

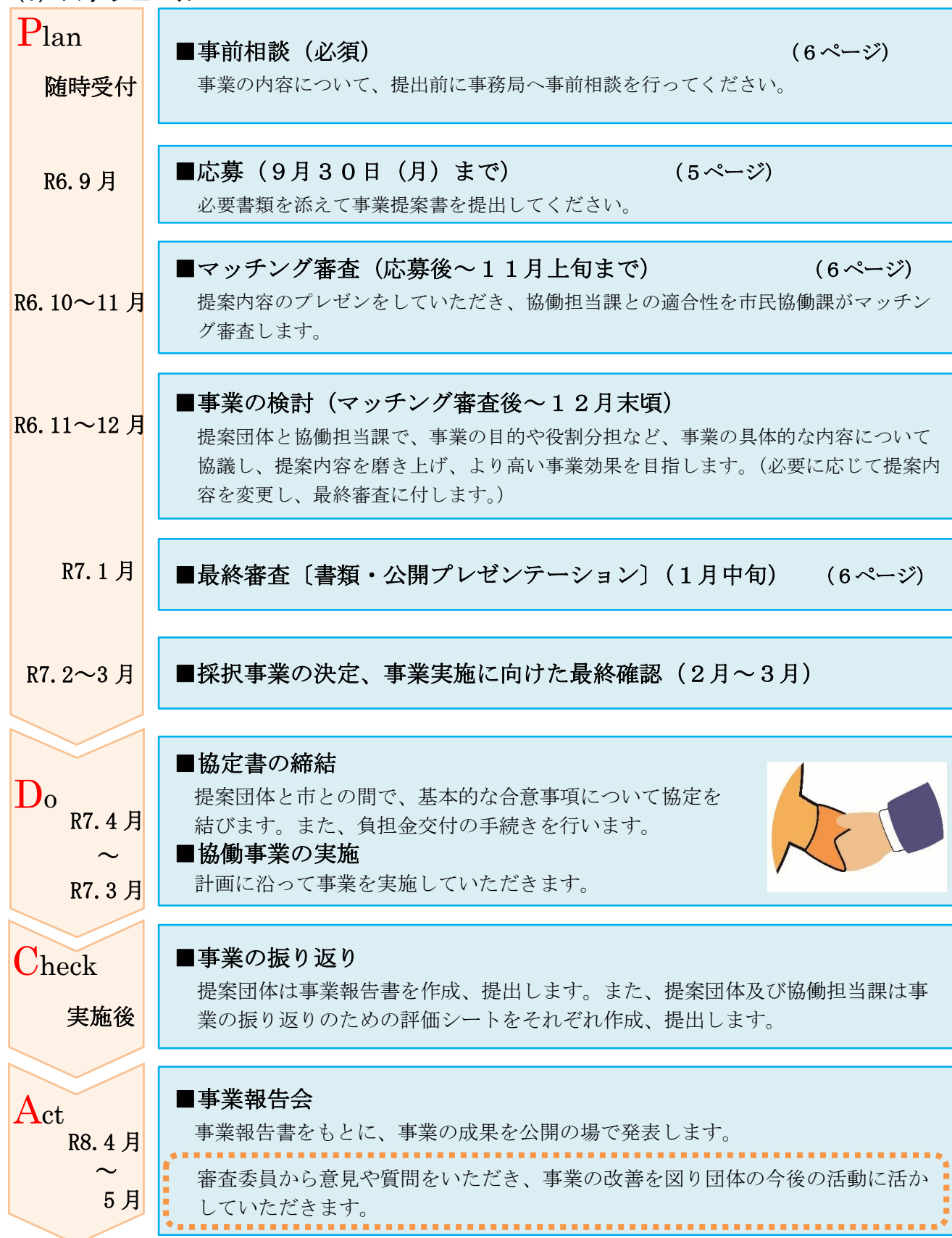
- ア 協働なしに団体が単独で実施できるものや単なる資金調達を目的とする事業
- イ 営利目的と認められる事業
- ウ 宗教または政治活動に関する事業
- エ 施設整備を目的とする事業
- オ 市から他の助成金等を受けていて（予定も含む）その予算の積み増しを目的とした事業（すでに協働を行っている場合、この事業でその協働が深まることを目的とした申請であれば可能です。現在協働しているから補助金を追加したいというのは審査を通過できません。）

なお、提案事業は次の「5 事業の流れ」にあるように、審査委員会の厳正な審査を経て採択され実施可能となります。

5 事業の流れ

申請から実施までのスケジュールは以下のようになっています。

(1) スケジュール



(2) P D C A サイクル

市民提案型パートナーシップ事業では、計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Act）を行い、次年度の事業に活かしていきます。

6 事業を行うにあたって

(1) 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間を原則とします。

ただし、「短期間では効果が望めない」などの適正な理由がある場合、審査委員会の協議を経て最長で2年間の事業を認める場合があります。

(2) 市の事業費負担

採択された事業に対して、1事業につき※40万円／年を上限に事業費の一部を市が負担します。ただし、パートナーシップ事業に直接関係のない費用は対象外です。

また、希望する負担金額全額が認められるとは限りません。予算も審査対象であるため、適正な収支を見積もってください。予算根拠があいまいだと計画が良く練られていないと判断されることがあります。また、単年度事業ですので、事業後も団体に帰属するハードウェアを申請に含めることはできません。

(3) 事業の遂行

事業遂行に当たっては、提案書に記載したとおり計画的に実施してください。なお、採択後であっても、事業の遂行状況によっては事業を中止し、負担金の返還を求めることがあります。

ただし、災害等、突発的事項により、計画通りに事業を実施することが困難と認められる場合は、双方協議のうえ事業実施期間を変更することも可能です。

7 提案について

(1) 提案に必要な書類

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案書	様式第1号 ※
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 事前確認シート	様式第2号 ※
団体の規約または会則など	様式は問いません。
役員・会員名簿	
その他団体の活動内容等がわかる資料	

※様式1号及び様式2号は市ホームページからダウンロードできます。

※事前確認シートは必ずチェックを行ってください。

※事業が採択された場合、提出された書類は参考として
公表することがあります。

※提出された書類は返却いたしません。



↑ ホームページはこちら

(2) 書類の提出方法等

事業提案書は、持参、郵送又はEメールにより下記のとおり提出してください。

- 提出期間：9月2日（月）から9月30日（月）まで（※必着）
- 提出先：市民協働課地域づくり係（前橋市市民活動支援センター）へ
〒371-0023 前橋市本町2-12-1
前橋プラザ元気21 3階
- 開庁時間：平日の月曜日から金曜日の10時から18時まで
- Eメール：kyoudou@city.maebashi.gunma.jp
- 電話番号：027-210-2196（直通）

※メール提出後に、受信確認の返信をいたします。市民協働課からの返信がない場合は書類が提出できていない可能性があります。お手数ですが市民協働課までご連絡をお願いします。

8 より良い提案にするために

事前相談（必須） ※随時受付

事業提案書を提出する前に事務局へ提案予定の事業についてご相談ください。
相談の際には「提案意向確認票」または「事業提案書」をご持参ください。
書類をもとに、事業概要の確認や協働先となる市担当課の確認を行います。

提出書類
・ まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案意向確認票 または ・ 事業提案書

- ・ 様式は市ホームページからもダウンロードできます。
- ・ Eメール、FAX、郵送等により市民協働課地域づくり係あてに送付するか直接持参してください。
- ・ 事前相談し、最終的に応募に至らなかったとしても問題ありません。

9 審査について

(1) マッチング審査

提案いただいた全ての事業について、提案団体と提案内容に関係する担当課とのマッチングを図ることを目的に、提案に関するプレゼンテーション及び質疑等を行います。

本事業は、提案団体と行政の両者にとってメリットや効果が見込まれることが求められますので、提案団体と担当課が協働事業の実施に向けた体制を築けた場合に限り最終審査に進むことができます。

また、提案いただいた事業内容では実施が難しいが、両者の考えを取り入れる形で内容を修正し、実施に向けた体制を築けた場合についても最終審査に進むことが可能です。

なお、両者の考えや方向性が合わず、事業を進める体制を築けなかった場合は最終審査に進むことができません。

※審査結果は後日書面にて提案団体にお知らせします。

(2) 最終審査（書面、公開プレゼンテーション）

マッチング審査を通過した事業は、提案団体と担当課で事業内容を磨き上げるための協議を行い、事業提案書（完成版）を作成します。

また、公開プレゼンテーションで提案事業の内容、期待される効果などを発表していただき、その内容と事業提案書（完成版）の内容を踏まえ、審査基準に基づき審査委員会が採択の可否を決定します。

※審査結果は後日書面にて提案団体にお知らせします。

※プレゼンテーション用の資料は原則としてパワーポイントで作成してください。

◇審査基準（重点項目：協働性・波及性）

審査項目		審査のポイント
1	公益性	・ 市民ニーズや社会的課題を認識した事業であるか ・ 事業が特定の個人や企業へ向けてのものになっていないか
2	創意工夫	・ 事業計画に先駆性があり、特性を活かした提案になっているか
3	実現性	・ 事業計画や収支予算、スケジュールは合理的で実現可能であるか
4	自立性	・ 提案事業を継続的に実施することは可能か
5	組織力	・ 事業を遂行できる組織体制及び能力を持っているか
6	説明力	・ 提案事業のことを分かりやすく伝えることが出来ているか
A	協働性	・ 協働事業を実施することにより、提案団体と行政双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果が得られるか ・ 提案団体と行政との役割分担は適切か
B	波及性	・ 社会に対して広くいきわたる提案かどうか。

※ 本事業は単なる補助事業（補助金）ではなく、市民と行政が協働で事業を行うことを目的としています。そのため協働性・波及性については重点項目としており、審査において重要視されます。

10 Q & A

Q1 私の団体は、NPO法人ではありませんが、提案できますか？

⇒もちろん提案できます。法人格の有無は問いません。

Q2 企業は提案可能ですか？

⇒企業からの提案は受け付けておりません。

Q3 事業で参加費や負担金などをもらうことは可能ですか？

⇒可能です。ただし、公益的又は社会貢献的と認められる範囲での収入としてください。また、収入は必ず事業の経費に充ててください。

Q4 マッチング審査、最終審査のプレゼンテーションでは何を行うのですか？

⇒マッチング審査では提案内容に関係する担当課に向けて、最終審査では審査委員に向けて提案事業の説明をしていただきます。発表資料は原則としてパワーポイントを各団体でご用意していただきます。なお、説明に必要なパソコンやプロジェクターは市が用意します。

Q5 マッチング審査とは何ですか？

⇒提案団体の提案が事業として良いものであっても、協働担当課の範囲を超え結果として協働とならない場合があります。提案団体にとっても協働担当課にとっても建設的でない場合があります。そうならないようにするための事前審査という位置付けです。

**Q 6 事業を提案するとしても、市のどの課が関係するのかわかりません。
(自由テーマの場合)**

⇒事前相談を活用してください。事務局の市民協働課地域づくり係が間に入って、パートナーにふさわしい課を紹介します。

Q 7 私の団体は人数が少ないので、他の団体の協力を得て事業提案したいのですが、可能ですか？

⇒可能です。団体同士がつながることも1つの「協働」です。ぜひ協力してご提案ください。

Q 8 団体のスタッフは多いので、いくつかの事業を展開することができますが、提案できるのは1事業だけですか？

⇒1団体につき1事業とします。1事業に団体の全力を注いで提案してください。

Q 9 市からの負担金はどんな経費に充てられるのですか？

⇒これまでの採択事業では、印刷費用や謝礼、事業用消耗品費などに負担金を充てています。また、必要に応じて飲料の購入費や弁当などの食事代も計上できますが、予算の内容も審査対象になりますので、適切に見積もってください。

Q 10 協定締結前に支出した費用に負担金を充てることはできますか？

⇒事業に必要な費用だとしても、協定締結前に支出したものに負担金を充当することはできません。どうしても必要な場合は自己資金で支出していただくことになります。

Q 11 市(担当課)ではどのような役割を担ってくれますか。

⇒最初から役割が決まっているわけではありません。提案団体と市(担当課)で協議して「役割」を決めることも「協働」です。場所の確保だけなどにならないよう、相互の強みが生かせるような役割分担を行ってください。

Q 12 協働は求めないので事業資金だけ負担してもらいたいのですが・・・

⇒この事業は、市民と行政が協働で取り組むことにより、双方の目標達成と相乗効果を得ることを目的としているため、単に事業資金の支援を求めるものであれば、他の補助金等をご検討ください。補助金の情報につきましては市民活動支援センター(Mサポ)でも提供しています。

Mサポホームページ→



Q 13 提案意向確認票は必ず提出しなければいけないですか。

⇒提案意向確認票の提出は必須ではありません。具体的な事業概要や計画が決まっている団体は、事業提案書を提出してください。提案はしたいが、事前に市側と相談等を行いながら事業提案書を作成したい団体については、提案意向確認票を早めに提出いただければ協議が事業提案書の作成がスムーズに行えると思います。

いざ、協働！

お互いの力を発揮して、よいよい前橋をつくしましょう。

